**○東北地方整備局告示第四十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第百四十五号大崎広域都市計画下水道事業鳴瀬川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十七年二月四日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○東北地方整備局告示第四十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第五百六十一号仙塩広域都市計画及び大郷都市計画下水道事業吉田川流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年三月九日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○東北地方整備局告示第四十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千四百一号栗原都市計画下水道事業迫川流域下水道

三　事業施行期間　自平成五年十二月二十七日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第五十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月八日

関東地方整備局長　泊　宏

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十七号 | 前橋市上細井町字上町九四八番一から同市田口町字下田尻一五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成三十年三月八日

**○関東地方整備局告示第五十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十七号　前橋市上細井町字上町九四八番一から同市田口町字下田尻一五七番一まで　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月九日

**○関東地方整備局告示第五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月八日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十八号

三　指定する道路の部分

| 区間 | 幅員 | 延長 |
|---|---|---|
| 稲敷市椎塚字原一〇六一番一地先から同市清水字池ノ内四四一番五まで | 二二・九五～六五・九四メートル | 一・〇七五キロメートル |

四　指定する期日　平成三十年三月八日

**○近畿地方整備局告示第四十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第三十五号東播都市計画道路事業三・四・百四十五号加古川別府港線

三　事業施行期間　自平成十七年三月四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第四十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

近畿地方整備局長　池田　豊人